

労働条件通知書

事業所名称	本部
事業所在地	東京都港区三田3-1-11エック三田ビル6階
就労日	2024年 10月 13日
契約更新の有無	無し
労働契約の期間に関する事項	就労日当日に限る
就業場所	東京都港区三田3-3-10クイーンハイツ三田1階
従事すべき業務の内容	式場への装花納品・撤去のサポートをメインに、アレンジの仕上げ、その他アトリエ内での業務（水揚げ、花器磨き等）もお願いします！
始業、就業の時刻	2024年 10月 13日 13時00分 2024年 10月 13日 21時00分
休憩時間	60分
所定時間外労働の有無に関する事項	有り
基本賃金	時給 1300円
諸手当の額	交通費 1500円
所定時間外労働に対して支払われる割増賃金	法廷超 25%
賃金支払い日	月末締め15日 但し、振り込み申請があった場合は都度
賃金の支払い方法	労働者指定の銀行口座への振り込みにて全額支払う
昇給、退職手当、賞与の有無	無し

休日・休暇	無し
社会保険等	労災保険の適用あり。雇用保険、健康保険及び厚生年金の適用無し。
解雇の事由	<p>身体又は精神の障害により業務に耐えられないと認められるとき</p> <p>勤怠不良で改善の見込みがないとき</p> <p>事業の縮小その他やむを得ない事業所の都合により必要が生じたとき</p> <p>労働中に撮影した画像・動画などのコンテンツを許可なくSNS等のWEB上に投稿したとき</p> <p>SNSなどのWEB上において、使用者や使用者の商品、役務提供、顧客についての誹謗中傷となる投稿をしたとき</p> <p>使用者の営業秘密を漏洩したとき</p> <p>その他前各号に準ずるやむを得ない事由が生じたとき</p>
雇用管理の改善等に関する事項に係る	事業場の長
受動喫煙防止措置	その他
喫煙可能エリアでの作業の有無	無し
その他	解雇の事由 ~ の行為は勤務後も行ってはなりません。